

最低制限価格の設定について

別添え資料3)

本工事における最低制限価格については、千葉県が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設ける場合に準ずるものとし、建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領（平成23年7月29日制定、最終改正令和4年3月24日）の基準による。

【最低制限価格の基準】

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額

【算定方法についての留意事項】

手順1 『工事費の内訳からの算定』を行う。

- (1) 直接工事費の100分の97の額（1円未満切り捨て）
- (2) 共通仮設費の100分の90の額（1円未満切り捨て）
- (3) 現場管理費の100分の90の額（1円未満切り捨て）
- (4) 一般管理費等の100分の68の額（1円未満切り捨て）

各項目の
合計金額
を計算。

手順2 『最低制限価格の範囲』を計算する。

- (1) [上限額] 予定価格（税抜）の92%（1円未満の端数を切り捨て）
- (2) [下限額] 予定価格（税抜）の75%（1円未満の端数を切り捨て）

手順3 『手順1の合計金額と手順2の価格の範囲を比較』を行う。

- (1) 手順1の額が手順2の上限額と下限額の範囲内の場合は、手順1の額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。
- (2) 手順1の額が手順2の上限額を超える場合は手順2の上限額を適用し、手順1の額が手順2の下限額に満たない場合は手順2の下限額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。

手順4 『最低制限価格（税込）』の決定

手順3で算出した価格に110%を乗じたものを最低制限価格とする。

手順5 『最低制限価格（税抜）』の決定

手順4で算定した価格の110分の100で算出したものを入札書比較価格とする。